

2024年度 化学物質管理者^{※1} 専門的講習会

開催
案内



※1 労働安全衛生法の新たな化学物質 規制
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>

今年4月から

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場(業種・規模要件なし)では化学物質管理者の選任が必要となります。

※本講習会はリスクアセスメント対象物を製造する事業場の方を対象とした講習会となります。
(リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場など製造事業場以外の事業場の方を対象とした講習会は別途プログラムをご用意しております。)

各回
定員70名

テクニルでは、労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習会（令和4年厚生労働省告示第276号と基発0907第1号）を開催いたします。

貴社内の化学物質管理者育成に向けて是非お役立て下さい。

※修了証はテクニル株式会社より発行されます。

参加費

¥44,000(税込) ※お支払い方法：銀行振込(前払い)

研修期間

2日間 ※うち3時間は実習となります。 科目詳細は裏面をご覧ください。

日程・会場

※受付状況は、テクニルホームページにてご確認ください。
各回定員になり次第締め切らせていただきます。キャンセル待ちは受け付けておりません。

回	日程	エリア	会場
第1回	2024年4月24日(水)・25日(木)	東京	東京都千代田区内神田3-24-5 エッサム神田ホール 2号館
第2回	2024年 5月22日(水)・23日(木)		東京都千代田区内神田3-24-5 エッサム神田ホール 2号館
第3回	2024年 6月 6日(木)・ 7日(金)		東京都千代田区神田鍛冶町3-2-2 エッサム神田ホール 1号館

お問い合わせ
お申込み先



テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

ホームページ: <https://technohill.co.jp/>
Tel: 03-6231-0133 Fax: 03-5642-6145



選任要件

- ▶ 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
 - ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習(※2)の修了者
 - ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 → 資格要件なし(専門的講習等の受講を推奨)

日時	科目	範囲
受付 (9:00~9:30)		
1日目	9:30~12:00 <学科教育> 2時間30分 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の危険性及び有害性 ・化学物質による健康障害の病理及び症状 ・化学物質の危険性及び有害性等の表示 ・文書及び通知
	休憩	
	13:00~14:00 <学科教育> 1時間 関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項
	休憩	
14:10~17:10 <学科教育> 3時間 化学物質の危険性及び有害性等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の危険性及び有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録 	
受付 (9:00~9:30)		
2日目	9:30~10:00 <学科教育> 30分 化学物質を原因とする災害発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の措置
	10:00~12:00 <学科教育> 2時間 化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のばく露の濃度の基準 ・化学物質の濃度の測定方法 ・化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 ・がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 ・保護具の種類、性能、使用方法及び管理 ・労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法
	休憩	
	13:00~16:00 <実習> 3時間 化学物質の危険性及び有害性の調査及びその結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置並びに当該措置の結果及び措置の記録 ・保護具の選択及び使用
16:00~16:30	閉会及び質疑応答	

職務

- ▶ ラベル・SDS(安全データシート)の確認及び化学物質に係るリスクアセスメント実施の管理
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ▶ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- ▶ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応